

一般財団法人水源地環境センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する  
不正防止対策の基本方針

令和5年8月25日  
最高管理責任者決定

一般財団法人水源地環境センター（以下「センター」という。）における公的研究費の適正な取扱いに関する規程第3条第2項に掲げる不正防止対策の基本方針は以下のとおりとする。

1. センター内の責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、センター内の運営・管理に関わる責任体制を明確に定め、これを公表する。

また、公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者を理事長とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者をそれぞれ置く。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正使用防止の取り組み等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じてセンター内に周知する。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の適正な運用のため、行動規範、規程等を制定し、公的研究費の不正使用防止に対するルールづくりを行う。

(3) 職務権限の明確化

公的研究費の執行および事務処理に関する職務権限は、センターの規程の定めにより、公的研究費の運営・管理に関わる職員等に周知する。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の制定

公的研究費の不正使用に係る調査ならびに懲戒についての規程を定め、明確化かつ透明化を図る。また、公的研究費の不正使用に関するセンター内外からの通報の窓口を設置する。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定し実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うとともに、公的研究費の執行は、センター内の諸規程に従い適正に行う。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費にかかるセンター内外からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。また、公的研究費の不正使用への取組に関するセンターの方針等について、センター内

で周知するとともに、外部に公開する。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な管理のため、不正防止計画推進部局は不正防止対策の実態を把握し、検証する。内部監査委員会は内部監査を毎年度実施する。